

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課）

項 目 名		学校教育法の改正に伴う専修学校に関する税制上の所要の措置	
税 目		法人税、消費税、所得税、印紙税、相続税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	専修学校に専攻科を設置することができることとする学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）（以下「改正学校教育法」という。）が令和8年4月1日に施行される予定であることを踏まえ、現行制度において、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校の設置者やその課程に在籍する学生・勤労学生に対して講じられている税制上の優遇措置について、専攻科を置く専修学校設置者及び専攻科に通う学生・勤労学生についても同様の措置を講じる。 また、改正学校教育法等により専修学校専門課程における教育課程を「単位数」に統一することに伴う所要の改正を行うとともに、専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めること等に伴う所要の改正を行う。		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	（制度自体の減収額）		（ — 百万円）
	（改正増減収額）		（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 人生 100 年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、リスキリング・リカレント教育の振興が政府全体としての喫緊の政策課題となっており、職業上必要なスキルや素養を身に付けるための高度で実践的な教育を行う専修学校において、継続してより専門的な教育を受ける環境を整備することが求められている。 また、専修学校専門課程などでの学修を経て、上位の資格を取得すること及び実務家教員の指導の下、実践的で高度な学びを継続することに対するニーズや、変化する社会情勢を踏まえたリスキリング・リカレント教育に対するニーズが高まっている。 こうしたことを踏まえ、改正学校教育法では、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができるとし、専修学校におけるより専門的、実践的な職業教育を推進することとしている。（令和 8 年 4 月 1 日施行予定）そのため、現行制度において、専修学校の専門課程及び専門課程に在籍する勤労学生に対して講じられている税制上の優遇措置について、専攻科及び専攻科に通う勤労学生についても同様の措置が必要である。 (2) 施策の必要性 改正学校教育法は、人生 100 年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校について、専攻科を設置することができること等の措置を行っている、改正学校教育法の施行により、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校が専攻科を置くことができるようになることで、専修学校専門課程に通う生徒が、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とした専攻科において学ぶ機会は重要であり、その機会の確保のためにも税制上の所要の措置を講ずる必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連す	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 ○キャリア教育・職業教育の充実
		政策の達成目標	専修学校専攻科における職業教育の充実を図ることにより、専修学校が、引き続き我が国の社会基盤を支える即戦力となる人材を輩出し、実践的な職業教育機関として一層の役割を果たす。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置。
		同上の期間中の達成目標	専修学校専攻科における職業教育の充実。
		政策目標の達成状況	今後の予定 令和 8 年 4 月 1 日に改正学校教育法及び関係政省令が施行され、これ以降、専修学校専攻科の設置が可能となる

	有効性	要望の措置の適用見込み	専修学校専攻科に通う学生及び専攻科を設置する専修学校
		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	専攻科を置く専修学校の設置者及び専攻科に通う勤労学生の負担が軽減され、専修学校における教育の充実につながるとともに、より多くの勤労学生が専攻科で学ぶ機会を得ることにつながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、医療、福祉、工業等、職業に直結するさまざまな分野において、社会基盤を支えるために必要不可欠な人材を輩出しており、極めて公共性の高い学校である。 現行制度において、専修学校の各課程の施設整備等に充てるため、個人・法人が学校法人等に対して支出した寄附金については、税制上の優遇措置が講じられており、制度の均衡の観点からも、新たに設置される専攻科について同様の取り扱いとすることが必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成度 及び目標に達 していない場 合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		新規要望